

第69回国有財産北陸地方審議会

平成22年12月9日

北 陸 財 務 局

国有財産北陸地方審議会委員名簿（敬称略）

安宅 建樹	（株）北國銀行 代表取締役頭取
稲山 幹夫	稲山織物（株）代表取締役社長
角間 俊夫	カナカン（株）代表取締役会長
谷 明彦	金沢工業大学 環境・建築学部教授
田村 正晴	（財）日本不動産研究所 北陸支社長
永原 功	北陸電力（株）代表取締役会長
中村 明子	弁護士
羽場 千尋	一級建築士
本田百合子	公認会計士
水上 誠子	ダートコーヒー（株）代表取締役会長
八木 孝男	（株）ヤギコーポレーション 相談役
横山 朱門	（株）北國新聞社 論説委員長

（五十音順）

第69回国有財産北陸地方審議会 会議次第

開催日時 平成22年12月9日(木) 10:30～11:30

開催場所 金沢新神田合同庁舎 8階 特別会議室

	ページ
1. 開 会	1
2. 会長挨拶	1
3. 北陸財務局長挨拶	2
4. 境界査定部会の部会委員指名	4
5. 報告事項	4
6. 閉 会	18

1. 開 会

管財総括課長 大変お待たせをいたしました。

ただいまから第69回国有財産北陸地方審議会を開催いたします。

私は、議事に入るまでの間、進行役をさせていただきます北陸財務局管財部管財総括課長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、本審議会の定足数につきまして御報告申し上げます。

本審議会は、12名の委員で構成されておりますが、本日は11名の方のご出席をいただいております。これは、国有財産法施行令第6条の8の規定によります「委員の半数以上の出席で会議を開き」という条件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

2. 会長挨拶

管財総括課長 それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、永原会長から御挨拶をいただきたいと思っております。永原会長、よろしくお願いいたします。

永原会長 会長の永原でございます。おはようございます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、諮問事項はないようでございますが、報告事項がございます。「新成長戦略における国有財産の有効活用」についてというテーマでございますが、後ほど事務局から御説明をしてもらいます。皆様方からの忌憚のない御意見を賜りたいと存ずる次第であります。

少し堅苦しいお話ですが、申し上げるまでもなく、本審議会は、国民共有の貴重な財産であります国有財産を管理するあるいは処分するということに、利活用につきまして調査・審議する重要な会議でございます。

また、国有財産の利用・活用につきましては、国民からの関心も非常に高いところでございますので、適切な処理を行うということは、社会的にも強く要請されているところでございます。皆様方から幅広い御意見をいただきまして、その役割を果たしていきたいというふうに考えております。

つきましては、会長といたしまして、できるだけスムーズに議事運営ができますよう努力したいというふうに考えておりますので、各委員の皆様方にも御協力を賜りたいと存じ

ます。よろしくお願いいたします。

管財総括課長 永原会長、どうもありがとうございました。

3. 北陸財務局長挨拶

管財総括課長 それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、北陸財務局長の春山が御挨拶を申し上げます。春山局長、よろしくお願いいたします。

春山局長 北陸財務局長の春山でございます。第69回国有財産北陸地方審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、師走の業務多用の中、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、平素、国有財産行政はもとより、財務行政並びに金融行政全般にわたりまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、この国有財産北陸地方審議会でございますけれども、これは国有財産法に基づき設けられているものでございまして、北陸財務局管内の国有財産の管理・処分につきまして、学識経験を有する皆様から幅広く御意見を伺うものでございます。

第1回の審議会は、昭和32年に開催しておりますので、半世紀以上の歴史がございます。これまで、審議会の委員の皆様には、諮問事項や報告事項に関しまして、貴重な御意見や御示唆を賜ってまいりました。

一方、この半世紀の間には、国有財産行政も、我が国の経済社会の構造的な変化や行政ニーズの質的な変化に伴い、幾たびかの大きな転換を図ってまいりましたが、平成18年4月には、基本法であります国有財産法が全面的に改正され、一連の国有財産制度改革が推し進められてきたところでございます。これによりまして、国有財産の有効活用と適正な管理を旨としておりました従来の行政は、効率性を一層重視した行政へと大きく転換したところでございます。

本年6月には、「新成長戦略」の閣議決定に合わせまして、財務省の方針として「新成長戦略における国有財産の有効活用について」と題します検討結果を公表しております。詳しい内容や取り組みにつきましては、この後、事務局より御説明させていただきますが、未利用国有地や庁舎・宿舍の空きスペースを介護・保育などの地域のニーズに積極的に活用していくという方針のほか、未利用国有地の管理処分方式の多様化などの「国有財産行

政の新展開」が示されているところでございます。

また、昨日は、財務省におきまして、PRE戦略検討会において取りまとめられました「国有財産行政におけるPRE戦略について」の発表がなされたところでございます。このPREというのは「Public Real Estate」ということで、民間のCREに相当する資産の最大活用を図るという考え方でございます。

本日は、諮問事項はございませんけれども、国有財産行政の転換点となります「新成長戦略における国有財産の有効活用」並びに「国有財産行政におけるPRE戦略」につきまして、御報告したいと考えております。

皆様には、本日の報告事項に限らず、国有財産行政に関するあらゆる事柄につきまして、忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

[委員の紹介]

管財総括課長 それでは議事に入ります前に、僭越ではございますが、私の方から委員の皆様方を御紹介させていただきたいと思っております。

既に御挨拶をいただいておりますが、最初に、当審議会会長であります北陸電力株式会社代表取締役会長の永原功様でございます。

次に、今回新任されました委員を御紹介させていただきます。

財団法人日本不動産研究所北陸支社長の田村正晴様でございます。なお、前任の横井広明様は本年8月に御退任されております。

次に、委員の皆様方の御紹介を五十音順でさせていただきます。

株式会社北國銀行代表取締役頭取の安宅建樹様でございます。

稲山織物株式会社代表取締役社長の稲山幹夫様でございます。

カナカン株式会社代表取締役会長の角間俊夫様でございます。

金沢工業大学教授の谷明彦様でございます。

一級建築士の羽場千尋様でございます。

公認会計士の本田百合子様でございます。

ダートコーヒー株式会社代表取締役会長の水上誠子様でございます。

株式会社ヤギコーポレーション相談役の八木孝男様でございます。

株式会社北國新聞社論説委員長の横山朱門様でございます。

なお、本日は、弁護士の中村明子様が御都合により欠席されております。

続きまして、北陸財務局の出席者を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました北陸財務局長の春山でございます。

総務管理官の初岡でございます。

管財部長の多田でございます。

富山財務事務所長の長妻でございます。

福井財務事務所長の中川でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入りますので、恐れ入りますが、報道機関の方には御退室をお願いいたします。

4. 境界査定部会の部会委員指名

管財総括課長 これより議事に入らせていただきますが、まず初めに、お手元にございますマイクにつきまして若干御説明をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクスタンドについてございますトークボタンを押していただきまして御発言をいただき、御発言が終わりましたら、再度トークボタンを押していただいて電源をお切りください。

それでは、これから議事に入りますが、最初に境界査定部会について御説明いたします。

当審議会には、境界査定部会の部会長、査定部会委員が指名されておりますが、現在、部会委員が欠員となっておりますので、初めに永原会長から境界査定部会の部会委員を指名していただき、その後の進行につきましても会長をお願いしたいと思います。

それでは、永原会長、よろしく願いします。

永原会長 境界査定部会の部会委員につきましては、国有財産法施行令で、会長が指名するということになっておりますので、会長の私から指名させていただきます。

では、境界査定部会の部会委員を田村委員をお願いしたいと存じます。田村委員にはよろしく願いいたします。

5. 報告事項

永原会長 それでは、今日のメインテーマでございます報告事項の「新成長戦略における国有財産の有効活用」について、事務局から説明をお願いいたします。

管財部長 それでは、私の方から報告事項について説明をさせていただきます。

お手元に資料を2種類お渡ししております。「第69回国有財産北陸審議会資料」が1部と、3枚紙で「国有財産行政におけるPRE戦略〔概要〕」というものをお配りしております。

このPRE戦略は、実は昨日入手いたしまして、まだ十分見やすい形にできておりません。したがって、資料の一番下にA3に拡大しておりますので、それを使って御説明をさせていただきます。

それでは、まず最初に、「新成長戦略における国有財産の有効活用」についてということで、説明をいたします。

まず、1ページの上段のフレームでございます。

財務省においては、本年6月閣議決定された新成長戦略の策定に先立ちまして、財務省の政策ツールの一つとして、未利用国有地の国有財産を地域や社会のニーズに対応して、積極的に活用して、民間主導の経済成長を後押しするということを基本といたしまして、あわせて国有財産行政につきまして、「透明性・情報提供」「地域連携」「財政貢献」を旨とした見直しによって、新たな展開を図ることを柱とした、この政策を本年6月18日に公表したところでございます。

具体的な取組みというのは、枠囲いのところの下段に示しておりますとおり、新成長戦略における人々の安心につながる分野、この活用策といたしまして、保育所とか介護施設、保育ママと言われる家庭的保育事業等につきまして、地方公共団体の事業者が施設整備を行う場合には、定期借地権を利用した未利用国有地の貸付けとか、庁舎・宿舍の空きスペースの活用、貸付けを可能とする制度にいたしました。

また、(2)で地方都市・大都市の再生ということがございますが、これへの貢献といたしまして、庁舎・宿舍の集約化・跡地創出とその活用に係る地域活性化・都市再生への貢献、また、その取組みに当たっては、いわゆるエリア・マネジメントの考え方を導入して、地域と一体となって開発に貢献をするというふうな活用方法等を検討しているところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

国有財産行政の新展開といたしまして、4つの項目を掲げておりますが、この中でも特に(1)の未利用国有地の管理処分方式の多様化が、国有財産行政の大きな変更点でございます。これまで税外収入確保という大命題のもと取り組んでおりました、いわゆる原則売

却優先との管理処分方針を見直しまして、売却に加えて、定期借地権を利用した新規貸付等、個々の土地の特性に応じた最適な活用手段を選択できるよう、管理処分方式の多様化を図ることとしております。

続きまして、3ページをおめくりください。

先ほど1ページでも触れましたことの再度の御説明になりますが、未利用国有地や庁舎・宿舍の空きスペースを介護・保育などの地域のニーズに積極的に対応していくという新しい方針のもと、このニーズに応じた国有財産の有効活用を図ることとしております。具体的には4ページ以降で説明をさせていただきます。

この4ページのところですけれども、『定借』による国有地の借受が可能です！と銘打っておりますが、これが今回の取り組みの大きなポイントの一つでございます。

この制度のイメージは、4ページの左下にポンチ絵がございますけれども、国がその土地を地方公共団体に貸し付けて、ここから先は地公体が自ら保育所等の建設をして使用するという場合、もしくは右側に「転貸利用」と書いていますが、地公体が事業者に転貸をして、事業者が建物を建てて使用すると、この2つの形態がございます。しかし、いずれも地方公共団体を経由するといえますか、地方公共団体に一旦お貸しするという形をとるようになっております。

定期借地の内容といたしましては、建てられる施設は、右側にあります社会福祉法第2条に規定する保育所とか介護施設等でございます。あと、期間につきましては、施設によって異なりますが、10年から、30年又は、50年以上というものを想定しているところでございます。

この定期借地権を利用した借受けというのは、右上に「制度利用のメリット」と書いてございますけれども、土地の取得費が不要ということで、いわゆる初期投資が削減できるということ。また、一時的な地域ニーズ。例えば、10年ぐらいはここで保育所の必要があるんですけども、それ以降は少子化によってもう保育所は要らなくなるとか、そのような各地域のニーズにフレキシブルに対応できるというふうな制度となっております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

これがこの取り組みのポイントの2つ目でございます。いわゆる家庭的保育事業に対しまして、公務員宿舍の空きスペースを貸付けするということで、保育所施設の整備が不要となるということで、迅速な対応が可能となるほか、施設を整備する必要がないので財政負担の軽減にも繋がるということでございます。この取り組みは、主に待機児童の問題が深刻

な首都圏においてニーズが見込まれているという状況でございます。

続きまして、6ページには、保育・介護のオールジャパンの今の動き、今後の動きについて簡単に記載をさせていただいております。

左側に、まず保育関係の制度改正の動きをちょっと書かせていただいておりますが、子ども・子育てビジョンということですが、これは少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく大綱として本年1月に閣議決定されたものということで、いわゆる待機児童の解消とか、放課後対策等への取り組みを目指したものでございます。

また、介護関係につきましては、平成18年4月の介護保険法の改正によって、地域密着型施設の整備が増加しています。それまでは大型施設をぽんとつくるということだったのですが、それよりもきめ細かく地域密着という形の施設の設置を目指すということで、これらの施設が増加をしているところでございます。

6ページの右側に「管内における需要動向等」ということで、この新成長戦略を受けまして、私どもがこれまでに取り組んだ事項について記載をしております。これについて、ちょっと御説明をさせていただきます。

これまで、私どもは6月以降、北陸管内29の地公体、また6つの社会福祉協議会、6つの事業者に対しまして、新しい制度の説明、またこれに対する要望等についてのヒアリングを実施してきました。現時点におきまして、残念ながら具体的にこういうふうに使いたいという活用要望は出されておきませんが、お話をお聞きいたしまして、保育関係での一時保育とか放課後児童クラブの拡充とか、また介護関係でグループホーム、小規模多機能施設、これらの整備をやりたいというふうにおっしゃっていただいている事業者の方等、国有地の活用をいただけるという見込みがあると思われる事例も聞いております。

したがって、今後は、地公体とか事業者の皆様方に本制度を御理解いただけるように周知に努めるということと、あわせて利用要望を把握するということによって、国有財産の有効活用に資するよう、積極的に取り組む所存でございます。

7ページには、ヒアリングをいたしました地公体等の主な意見について記載をしております。それについて、御紹介をさせていただきます。

まず7ページの左側は、保育関係の実情といたしまして、一番上の「・」のところですが、これまで北陸管内には待機児童はいないという形で言われておりましたけれども、各県の県庁所在地の一部地域におきまして、また、特に年齢別、1歳から2歳というところ、（育児休業等が明けたお母様方の児童）について、入りづらい状況が生じていると、もち

ろん、地域的に偏りがあるわけですが、そのようなお声も聞こえております。

また上から3番目、これが一番の問題ということですが、現状において当局が提供できる活用可能な国有地がない。後で、一覧表で御説明いたしますが、このようなところの御意見もいただきました。

また、今の情勢はちょうどタイミング的にはあまりよくなくて、上から4つ目の「・」のところですが、いわゆる市町村合併等が推進されて、また、あわせて少子化の進行によりまして、小学校とか保育所が統合される、もしくは役所も町と町が合併して1つは要らなくなるとか、そのような形での遊休不動産を各地公体も多く抱えておられるということで、その利活用を優先したいというお声も多く聞かれたところでございます。

介護関係の状況といたしまして、この下に書いておりますが、上から2番目の「・」のところですが、老人福祉施設は、大規模な施設は充足しているところですが、全体としてはまだまだ足りないということで、先ほど制度改正のところでも若干触れましたが、特に地域密着型の小規模特養、グループホームなどの施設を建てたいというふうなお声が聞こえております。ただ、事業開始に当たって、申請を受け付ける市町村の認識といたしましては、北陸地域は地価が安くて、ほとんどの事業者が土地を取得して施設整備を行っている、土地取得についてはそれほど苦勞していないという認識を地公体の方は持っておられるように感じました。

これに対しまして、私どもがお話をお聞きした限りにおきましては、事業者側として、施設整備において土地手当てに苦勞すると。やはり申請期間が短期間であるということ。その短期間の中で広い土地を購入しないといけないということで、地権者も多岐にわたる。そういう中では、売りたい方、貸したい方、いろいろ要望があって、それを一つにまとめるのに苦勞するというふうなお声が事業者側の声として聞こえておりまして、そういうことから、まとまった土地を定借という形で国が貸していただけるのであれば、こういうのもありかなというふうな御意見もございまして、土地取得についての認識のずれと申しますか、これも少し見えたところでございます。

このほか、本制度を御説明するに当たって、本制度は現行規定ではだめなんだけれども、例えばこの制度がこういうふうになればという、制度拡充の御要望というものも幾つか聞かれましたので、これについて若干御説明を申し上げます。

これは、本制度の対象となっていない学童保育についての拡大、また現行規定の地公体を經由するという定借について、いわゆる地公体を經由せずに事業者に対して直貸しをし

てほしいというふうな要望、また社会福祉施設のみならず公共性のある用途であれば、定借が可能となるような制度にしてほしいといったような要望も多く聞こえたところでございます。

これらの御意見につきましては、全国の管財部長会議等を通じまして、本省のほうに伝えているところでございます。

また、全国の活用事例等を御紹介いたしますと、現在、定期借地を利用した貸付ということで、公務員宿舍跡地を世田谷区に保育所用地として貸し付けるということ、あと保育事業のほうで、東京都文京区に宿舍の空きスペースの貸付けを決定しているということでございます。

また、各局において同様の活用が、今、見込まれているところでございます。

お手元の8ページには、未利用国有地の一覧表をおつけしておりますが、なにぶんにも15財産ということで少のうございます。これにつきまして、今後また、当局に引き継がれる財産とか、23年3月の入札予定物件等も含まれております。

そういうことについてお含みおきいただきたいのですが、先ほど御説明いたしました資料2ページの(4)のところにも若干記載しておりますが、行政財産の効率的活用のために当局は監査を行うということで、また地方支分部局の統廃合による未利用地の創出、つまり監査によって余剰部分を生み出す。また、統廃合によって未利用国有地の創出も見込まれるということから、対象財産は今後増加するものと思っております。

9ページ以降には、保育・介護に係る関係資料をお付けしておりますけれども、時間の都合で、説明は割愛させていただきます。

続きまして、昨日、財務省において発表された「国有財産行政におけるPRE戦略」について、概要を御説明いたします。お手元にもA4の資料を置いておりますが、ちょっと見にくうございますので、先ほど申しましたようにA3の拡大したほうを御覧いただければと思います。

まず概要は、1ページの上段のフレームでございます。

財務省では、新成長戦略を受けまして、先ほど局長からも説明がありました民間企業のCRE戦略を参考に検討を行ってまいったところでございます。また、この検討に当たりましては、民間有識者の方からのヒアリングを実施して、できる限りプロセスをオープンにして検討を行うこととしております。

ちなみに、PRE戦略とは、公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、

経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進していこうという考えでございます。

それでは、資料の左側を御覧ください。PRE戦略の基本的考えということで、3つの考え方を提示しております。

まず第1に、不動産に係るライフサイクルコストを的確に把握するというところで、そのコストを低減するため、長寿命化や予防保全を推進する考え方。また第2に、利用者利便の向上等の社会的ニーズをより重視し、庁舎等を活用する考え方。第3に、今年6月に取りまとめた新成長戦略に基づきまして、定期借地権の活用、個々の土地の特性に応じた有効活用を引き続き推進をするという3つの基本的な考え方でございます。

順序逆になりますが、国有財産を取り巻く状況ということでは、この上に書いておりますけれども、これまで庁舎に係る不動産の維持管理コストの把握・分析というのが中長期的な視点から不十分であったとか、更なる効率化が必要であるというふうな今の国有財産を取り巻く現状から、このような基本的な考え方に立ち戻ったわけでございます。

また、有効活用の更なる徹底といたしまして、監査の活用、未利用財産の更なる有効活用、組織の連携と情報の一元化、情報公開の充実について進めるということにしているところでございます。

なお、公務員宿舎のあり方についても、この報告でなされております。

2枚目の資料を御覧いただけますでしょうか。

公務員宿舎の必要数。公務員宿舎につきましては、真に公務に必要な宿舎戸数を厳密に算出するというところ。当然、これまでもそのような考え方のもとに算出をしてきていたわけですが、それをより一層厳密化させるといふところ、またその結果に基づいて、宿舎に係る新しい計画を速やかに策定をし、当面15%強の削減、また将来的には30%強の削減を目指すというものでございます。

資料の中ほどを見ていただけますでしょうか。

宿舎整備に当たりましては、既存宿舎の長寿命化を図ることによって、新規の建設を極力抑制していくということ。また、いくらコストをかけたとしても、なかなか寿命を長くすることができない宿舎はもちろんございますので、そのようなものについてはやむを得ず、新規の建設をしないとイケない。このような場合には、保育所の併設など新成長戦略や地域のまちづくりへの貢献、この方針のもとに行うということ。単に公務の必要性のみならず、そのような周辺情報等も勘案しながら進めていくということでございます。

また、資料の3枚目には、庁舎にかかる財政コストの低減についての考え方というものをお付けしておりますが、先ほど御説明を申し上げておりますので、割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

永原会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項の「新成長戦略における国有財産の有効活用」につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ遠慮なく御発言をお願いいたします。

永原会長 会長が質問するのは何か変なんですけれども、最後に財務局さんがお持ちの土地の一覧表があったでしょう。それを見ていて、少ないなという感じを持っているのですが、例えば親が死んだときに相続しますよね。その財産も含まれているのですか。

管財部長 今お話しいただきました相続税の物納財産につきましては、国税局で物納の許可をいたしまして、その後、私どもが財産を引受けするというところで、処分も私どもが行うというところでございます。他局、特に首都圏等では物納財産の引き受けは結構あるのですが、残念ながら、今北陸管内では、土地ではなくて現金納付の方が多く、福井のほうで、今年少し案件があるだけで、石川県内には今年度該当はございません。また、これまでも引き受けた財産につきましては、速やかに処分が終わって、実はこれまで速やかな売却促進というところでは、北陸局は非常に貢献をしていて、そういう意味でストックが非常に少ない状態にあります。例えば他局ですと、まだ売れ残りの財産もございまして、そういう意味では、新成長戦略に活用することもできるのですが、北陸局ではそういうふうな相続税で受けた財産は、売却の促進も非常にスムーズにあって、なおかつ今地価の下落ということもございまして、なかなか物納というものが生じてきていないというところでございます。

しかしながら、当然、今お話しいただきましたような物納財産については、この対象といたします。

また、ここには「500m²以上」とお書きしているのですが、実際に事業者の方にお話をお聞きしてみますと、例えば、グループホームの拠点づくりとか、そういうふうなものについては、家1軒あればいいんだ、そういうところでも十分活用できるんだというふうなお話もございまして、私どももそういう方向で、もう一度、リスト等、つまりご提示できるものを見直しをかけようというふうな今考えているところでございます。

永原会長 ほかに質問はございますか。

谷委員 直接この内容にということではなくて、私が日ごろから思っている話をさせていただきたいんですけども、現在、私、いろんなところでまちづくりをやっていると、どうしても過疎化が進んでいるところが多いんです。空き家だとか空き地がいっぱいあって、空き地は比較的問題は少ないのですが、空き家はだれの持ち物かよくわからないと。あるいは空き地にもあるのですが、固定資産税もどうも払っていないようだとか、そのようなのがあって、だけど手を付けられないと自治体担当者は言っています。非常に困っている例が多いんです。

例えば、家を建てると、固定資産税が居住用のレベルになって、これを壊すとぼんと上がりますね。4倍から5倍に上がりますね。ですから皆さん壊さない。そのうちにその方が亡くなってどうなったかわからなくなったり、あるいは持っている方がどこにいるかわからなくなったりというようなことがあって、汚らしい廃屋みたいなのに手を付けられないという状況があちこちにあって、これは何か一定条件のもとに、国庫に強制的に没収するような制度というのはいり得ないんですか。

管財部長 いわゆる相続人不存在等の財産につきましては、裁判所の決定等を受けて、私どもが受け、それを処分するという形はとっているのですが、今先生がおっしゃったような形で、例えば廃屋があると。では、その廃屋が今どういう状況になっているかというのを個々に調査をするという対応は、私どもでは行っておりません。

ただ、所有者がわからない財産につきましては、私どもにご照会いただければ、例えば、それが国庫に帰属しているものなのかどうかの答えは可能です。また、土地がまるつきりだれのものかわからないというものについても、財務省の財産ではないですよとか、あるいは旧の建設省、国交省の財産ですよとか、そのようなことについての答えはできるとは思います。

谷委員 本当に持ち主がいないとわかってしまえば簡単だと思うのですが、それを判明させるのはすごく大変だと担当者は言うんです。

それと、税金を払っていないのに所有権があるというのはそもそもおかしいなと私なんかは思うのですが、その辺はどこかできちっと押さえていないのですか。

管財部長 そうですね。ちょっとそういう観点からは……。そのようなものを今おっしゃったような形でスムーズに調査をするとか、そのような制度的なものは現在できていないと私は認識をしております。

ただ、今お話しいただいたことは、地域にとっては一つの大きな問題でございます。私

どもは今、地域連携というものを掲げて推進をしているところですので、当然、そういったお話がもしあれば、私どもで対応できるものはもちろん対応しますし、何らかの関係先につなぐことができるものであれば、そのようなことはさせていただきたいと思っております。また、検討してみたいというふうに思っております。

谷委員 結構なボリュームがあるんですね。例えば、アメリカなんかのスラム化の過程を見ると、アバンドンになってしまって、建物をほったらかして所有者がどこかわからなくなってしまうと。それで手を加えられないと。そのうちにどんどん廃屋化していった、周りに広がってスラムになっていった経緯がありますよね。

アメリカなんかの話を知ると、放火屋というのがいて、放火屋を雇って火をつけさせると火災保険が取れると、そういう危ない話まであるんですね。日本はまだスラムというようなものは具体的にはありませんけれども、そういうのを放っておくと、そのうち人口が減っていきますからスラムというのはできていきますよね。

これは結構深刻な問題だと私は思っているんです。

管財部長 やはり今お話いただきましたように、日本の人口は今1億人を超えておりますけれども、今後100年間の間には中程度の推測をいたしますと約5,000万人になるということ。今からちょうど100年前が5,000万人でしたから、100年間をかけて倍に増えたものが今後100年間で半減するといったふうなお話も出ておりますので、非常にこのような不動産の管理というのは難しくなるということですので、そのようなことも当然視野に入れた行政というものが必要になっていくというふうに考えております。

総務管理官 今の御提言は、国側としてはなかなかいいなと思ってお聞きするのですが、現実を考えると、ちょっと先生にお聞きしたいのは、今の地公体の態度というのはどうなっているのかなということです。つまり税金は、固定資産税なので彼らが徴収する。徴収できないとか、どこにいるかわからないとかというのは、彼らがまず第一義的に調べるものなのかなと。仮に取り上げるとしたら、国ではなくて彼らなんだろうなというイメージがあるものですから、実態はどんな感じなのか是非教えていただければと思います。

谷委員 私は、押しなべてすべてに精通しているわけではなくて、私が関わっているところなんですけれども、例えば、国の伝建地区、伝統的建造物群保存地区がありますね。ああいうのに選定するには同意が必要なんです。だれから同意をとっていいか。まず母数が押さえられない。しかも1軒が1人の所有者ならいいんですけれども、何人にも分割されて所有しているとか、本当に記録がきちん残ってなくて、担当者もとても解明できない。

それが1軒や2軒だったら一生懸命やればいいんですけども、たくさんあるというのが現状のようです。ですから、自分の任期中にはやりたくないとか、そういうのでどんどん先送りして、先送りすればするほどわからないのが増えていくというのが現状だと思うんです。

総務管理官 ありがとうございます。

春山局長 参考にちょっと発言させていただきますけれども、金沢市の場合、先般も新聞記事にも載っていましたが、町家が約6,700棟あるらしいんです。そのうち600から700戸が空き家ということで、これをどういうふう再生、活用するかということが市の大きな課題になっているとのことです。

新聞記事の報道によりますと、所有権を手放したり、あるいは人に貸すという所有者の意識も、当地域の場合には、なかなかそういった活用の柔軟なスタンスが所有者側にないないというような話もありました。ただ、毎年250棟ぐらい壊されているということからすると、歴史的資産を維持保存というようなところの逆行になるので、そういうところはうまく活用していくということが必要だと思うんです。

ですから、今金沢市が取り組んでいる町家保存のいろんな施策については、私はすばらしいことだと思いますし、そういった中で、本来固定資産税の調査とか、そういうものが先行的にいくんでしょうけれども、中には所有権がはっきりしないようなものもございませぬ。そういう場合には、先ほど管財部長が申し上げましたように、遠慮なく財務局にも御照会いただければ、地方公共団体と連携しながら、所有者の確認とか、そういうことをお手伝いしていくことも考えられるなと思いますので、是非遠慮なくお申し出いただければと思います。

谷委員 すみません、私ばかり発言して。

金沢の町家研究会がそもそも何でああいう形で運動するようになったかというのと、以前は近辺に住んでいる方が多かったので、空き家でもとにかく家を保っておこうということだったんですけども、最近は不在地主が増えて、面倒だから壊して駐車場にしまえという人が増えてしまったんです。それで、何とかそれを止めなければいけないということで、ああいう動きをしているわけですから、本当は状況は悪いです。その悪いのを止めるためにやっているのだから、確かにいい取り組みだと思いますけれども、状況は非常に悪いということです。まだ金沢市の場合、多分、物件を持っている方が比較的わかると思うのですが、ちょっと過疎地のほうへ行くと本当にわからないんです。

稲山委員 よろしいですか。

永原会長 どうぞ。

稲山委員 国の新成長戦略に基づいてこういう資料が出てきているのですが、方向性というか、保育・介護関係というところが非常にクローズアップされているのです。

2つ意見を述べさせていただきたいんですが、1つは、都市部と地方で随分実態が違うんだらうと。だから、私なんかも福井県の山のほうに住んでおりますと、これは行政改革ということが伴っているんですが、地方自治体が公立保育園を閉鎖の方向へ持って行って、民間へ委託していきたいという動きがあるんです。そうすると、公立保育園の土地、施設というのは当然浮いてしまって、国有地と同じようなことになるので、やっぱり都市部と地方は違うということと、地方自治体もそういう動きを今活発にやっているの、あまり保育所というところにスポットライトを当て過ぎると、ちょっと違うかなという思いがあります。

それから、国の新成長戦略で、幼稚園、保育所ということを盛んに言っているのですが、幼稚園は文部科学省所管の児童教育施設なんです。それから保育所は厚生労働省所管の保育の手が足りない家庭の児童福祉施設なんです。行政が全く二重構造になっていますし、これらの施設は、幼稚園教諭は文部科学省、保育士は厚生労働省で、子どもたちを見る手も資格も違うんです。

それで、認定こども園というのが出てきたのですが、あまり進まないということで、今度は幼保一体化したこども園というような発想が出ていますが、これはそう簡単には具体的にいくのかいなということを個人的には思っております。

そういうことで、簡単に保育・介護関係へというようなことを打ち出しておりますが、国のほうも役所が幾つも絡まって、さらには財務省まで絡まってくると非常にややこしいなと思いますが、実態だけはよく見ながら発表していただかないと、マスコミの報道だけが先行して、現実とは全く違うというのが今の時点ではないかと思うのです。

例えば、幼稚園教諭と保育士の資格はどうするんだと。家庭こども士とかこども士という資格も今出ていますが、そうすると教育から全部直さなければいけないんです。だから、そういう意味ではちょっと国のほうも簡単に物事を発表し過ぎるかなと思っておりますので、これはむしろ所管している2つの省庁がきちり話し合いをしてもらわないといかんのでしょうけれども、ちょっと意見として述べさせていただきます。

管財部長 ありがとうございます。

今お話しいただきました2点につきまして、最初1点目の都市部と地方で実態が異なると。これはもちろん、言われるとおりでございます。私どもは、保育についてのニーズはもうないというところでお話をお聞きしているところでございます。

したがって、これは先ほどちょっとお話をいたしましたように、都市部、首都圏で待機児童の問題があって、クローズアップされているところはございますけれども、あわせて、金沢市などは一部において不足しているところもございますので、やはりその地域、地域に密着した形で活用いただけるようなものがないか。ですから、制度としてこういうのがありますよというメニューを一応提示させていただくということでございます。

ですから、私どもも今回、ヒアリングの中心は社会福祉協議会とか事業者、特に事業者でも保育とか、そのような事業者ではなくて、介護の事業者を中心に回っているところでございます。やはり介護というのは、過疎化の進展によって、限界集落というお話もございますけれども、地方においてはかなり深刻な問題というふうに受けとめておりますので、18年からの地域密着型の施策に各地公体が取り組んでおられる。こういうものについて、私どもは協力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、こども園のお話は、まさに厚労省の保育園と文科省の幼稚園というふうなもので、実は私ども、この点につきまして今回幼稚園は対象になっていないんです。ですから、幼稚園なんかも対象にできないかというお話もございましたけれども、社福法に基づくものが今対象になっておりますので、そこまでの制度拡充は現段階では考えていない。しかしながら、義務的に入れる幼稚園と、そうではない保育に欠ける者を入れる保育所とのもとの出発点が異なりますので、これをどのような形であわせて考えていくかということについては、本省の会議等でも議論が出ているところでございます。

お話がございましたように、省庁縦割りではなくて、国全体としてこのような現状をどのように考えていくか。若い者がこういう形でしっかりと安心して子どもを預けて、それによって安心して働ける環境づくりというのが一番大切だと思いますので、そういうことに向けて努力をしたいというふうに考えております。

安宅委員 今の縦割りの話で一つ思い出したのですが、これは社会福祉法人ということですから、最近、社会福祉法人というのは規制が多くて非常に作りにくくて、あきらめて医療法人で介護施設をやっておられるというところもありまして、やはりこれを見ていると縦割り行政の、まさに厚生労働省の範疇のものだけが認められて、医療法人もそうかもしれないけれども、医療法人であるとか、幼稚園であるとか、介護といいながら、ニー

ズが違っているばかりにこれが使えないとか、さっきそういう要望も出ていましたけれども、公共的なものなら何でもいいんじゃないかというふうなことにした方がより受け入れやすいし、目的は多分そうだと思うんです。限定する必要もなくなってくる。パチンコ屋を建てるというわけにもいかないと思いますけれども、公共性の強いものであれば、要請をしていくと。それから、面積の場合、これは別に面積が決まっているわけではないんですか。

管財部長 はい。

安宅委員 そうですか。面積は別に100坪に入れなければならないとかそういうのはいいのですが、いずれにしても使用目的があまりにも限定的で、しかもそういうのを見ていると、まさにお役所の縦割りがここに出てきているということで、最近では社会福祉法人なんてなかなかつくりにくくて、あきらめて医療法人のままで介護をやっていると。これもまた医療法人のままですと、特養がつかれないんですね。今、幼稚園とか保育園は稲山さんがおっしゃったとおり、地方ではあまり不足している状況ではないのですが、今一番困っておられるのは特養なんですね。特別養護老人ホームをもうちょっと増やしていかないと、これは待機児童じゃなくて待機老人というのでしょうか、私の母親なんかも待機老人に近いのですが、そこら辺が非常につくりにくくて、その辺の規制緩和をもっとやっていかないと、やり方だけ、表面だけしても、根っこにあるものがなかなか変わらないと、ニーズに合っていないんじゃないかなというような、ちょっと今稲山さんの意見につけ加えさせていただきます、このような話をしました。

春山局長 大変貴重な御意見をありがとうございます。おっしゃるように所管行政の問題というのは非常に議論していかないといけないと思うのです。

我々の立場からすると、やはり資産活用をどうするかというところで、一つに帰結してしまうんですが、稲山先生がおっしゃったように、そういった地域の実情を踏まえて、ソフト面のところとかシステムの面、こういったところもきちんと踏まえて、皆さんに喜んでもらえるような公共的な財産として最適な活用をしていくというのがより望ましいと思いますので、貴重な御意見として承りたいと思っております。

ありがとうございました。

永原会長 熱心な議論が続いておりますが、予定時間が過ぎているようでございますので、もしよろしければ、この辺で本報告に対する討議は終了したいと思います。如何でしょうか。

それでは、特別に御発言を希望される方はいらっしゃいますか。

[質疑なし]

永原会長 ないようでしたら、これで終了したいと思うのですが、最後に財務局長からお話ございますか。

[北陸財務局長閉会挨拶]

春山局長 それでは、閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、年末の非常にお忙しい中、長時間にわたりまして熱心なご議論をいただきまして、更に貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

国有財産行政は大きな転換点を迎えておりまして、国民の皆様の関心も非常に高いものがございます。私どもも、従来に増して地域や社会のニーズへの対応のほか、適切な管理・処分を行ってまいりたいと考えております。

また、委員の皆様方におかれましては、只今御意見を伺いましたところですが、今後とも御助言、御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりまして、本日のお礼の言葉とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

永原会長 どうもありがとうございました。

6. 閉 会

永原会長 それでは、これをもって本日の議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様には、長時間どうもありがとうございました。

なお、本日の結果につきましては、当審議会の議事規則第13条により、議事録を原則公開することになっております。ただいま事務局が配付しております資料のとおり、本日の議事は記者発表するとともに、後日、各委員の皆様のご了解を得た上で、北陸財務局のホームページに議事録を公開することにいたしたいと存じます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行は事務局にお願いします。

管財総括課長 永原会長、大変ありがとうございました。

これをもって、第69回国有財産北陸地方審議会を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。